

公立大学法人宮城大学退職手当規程

平成21年4月1日

規程第67号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学就業規則（平成21年宮城大学規則第3号。以下「就業規則」という。）第75条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の正職員（以下「職員」という。）の退職手当について定める。

(退職手当の支払い)

第2条 退職手当は、就業規則第2条第1項に規定する法人の職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支払う。

2 前項の「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

3 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

5 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払い方法)

第3条 退職手当は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条及び第16条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第18条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、第6条から第11条まで及び第14条の規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員の出向期間（公立大学法人宮城大学職員の出向に関する規程（平成22年宮城大学規程第101号。以下「出向規程」という。）第2条第1項に規定する出向を行っていた期間をいう。以下同じ。）を含むものとする（出向規程第12条第2項に該

当する場合を除く。）。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等（就業規則第17条第1項各号の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び同項第3号又は第4号に掲げる場合の休職を除く。）、同規則第36条第1項又は第2項の規定による休業、同規則第61条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）をいう。以下同じ。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（就業規則第17条第1項第6号に規定する組合専従休職又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数とし、就業規則第36条第1項の規定による育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数とする。）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。ただし、その在職期間が、6月以上1年未満（次条（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第8条第1項又は第9条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

（退職手当の基本額）

第6条 第8条又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（公立大学法人宮城大学賃金規程（平成21年宮城大学規程第66号。以下「賃金規程」という。）第11条に規定する給料の調整額の適用を受ける教員にあっては、当該給料の調整額を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

（自己の都合による退職の場合の退職手当の基本額）

第7条 前条に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（就業規則第61条の規定により懲戒解雇の処分（以下「懲戒解雇処分」という。）を受けて退職した者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（公立大学法人宮城大学定年規程（令和6年宮城大学規程第197号。以下「定年規程」という。）第2条第2項の規定により退職した者（同規程第3条の規定により定年を延長された後に同項の規定により退職した者を含む。）、任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務箇所の移転により退職した者であって理事長が認めたものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、

当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第9条 就業規則第54条第1号の規定に該当し解雇された者で理事長が特に認めたもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者（定年規程第2条第2項の規定により退職した者（同規程第3条の規定により定年を延長された後に同項の規定により退職した者を含む。）、任期を終えて退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務箇所の移転により退職した者であって理事長が認めたものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤務した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第10条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前4条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前4条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の法人の規程により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間及び第5条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第5条第3項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員の出向期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

- 第11条 第9条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに、就業規則第54条第1号の規定に該当し解雇された者で理事長が特に認めたもの又は業務上の傷病又は死亡により退職した者（これらの者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに限る。次項において同じ。）に対する退職手当の基本額は、第9条第1項の規定にかかわらず、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の前年度の末日におけるその者の年齢に1年を加えた年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、その者の勤続期間を同項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 2 第9条第1項に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに、就業規則第54条第1号の規定により解雇された者で理事長が特に認めたもの又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する前条の規定の適用については、宮城県職員の例による。
- 3 第1項の規定は、勸奨を受けて退職した者について準用する。

(業務又は通勤によることの認定の基準)

- 第12条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

- 第13条 理事長は、勸奨を受けて退職した者の勸奨の事実について、宮城県職員の例により、記録を作成しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

- 第14条 第6条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。
- 2 第10条の第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。
- 一 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
 - 二 60未満 特定減額前給料月額に同項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 3 第11条各項に該当する者に対する前2項の規定の適用については、宮城県職員の例による。

(退職手当の調整額)

- 第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第10条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち第4項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 78,750円
 - 二 第2号区分 70,400円
 - 三 第3号区分 65,000円
 - 四 第4号区分 59,550円
 - 五 第5号区分 54,150円
 - 六 第6号区分 43,350円
 - 七 第7号区分 32,500円
 - 八 第8号区分 27,100円
 - 九 第9号区分 21,700円
 - 十 第10号区分 零
- 2 前項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表1に定めるとおとする。
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 退職した者のうち自己都合退職者（第7条に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 三 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 4 第1項に規定する退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。
- 一 就業規則第17条第1項第6号に規定する組合専従休職又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間 当該休職月等
 - 二 育児休業（就業規則第36条第1項の規定による育児休業をいう。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（公立大学法人宮城大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程第12条第1項の規定による育児短時間勤務をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
 - 三 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（一般の退職手当の額に係る特例）

- 第16条 第9条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第9条、第10条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」は、給料及び家族手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者が懲戒解雇処分を受けて退職した者に該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が本学の運営に及ぼす支障の程度並びに当該非違が本学に対する信頼に及ぼす影響（以下「第17条第1項に規定する事情」という。）を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第1項の規定に基づき公示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、公示された日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 4 職員が退職した場合（懲戒解雇処分を受けて退職した場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給料の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び懲戒解雇処分を受けて退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業規則第61条第8項の規定による懲戒解雇処分（以下「定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。

- 三 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第17条第1

項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分（次条第1項から第3項までの規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分をいう。以下同じ。）に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職した者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが、本学に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、前条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、前条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

- 5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が前条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 第17条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者(定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第17条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

- 第22条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第17条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
- 2 第17条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第23条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第5項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6

月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 第17条第2項及び第21条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

（地方公務員等となった者の取扱い）

第24条 職員が引き続いて地方公務員、公立大学法人の職員その他これらに類する職員（以下「地方公務員等」という。）となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

（役員との在職期間の通算の特例）

- 第25条 職員が退職し（定年規程第2条第2項の規定により退職する場合（同規程第3条の規定により定年を延長された後に同項の規定により退職する場合を含む。）を除く。）、引き続いて法人の役員（非常勤を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。ただし、当該役員の任期中に定年規程第2条第1項に規定する定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年の年度の末日」という。）に達した場合又は当該定年の年度の末日に達する前に死亡若しくは役員を退任した場合は、その役員としての引き続いた在職期間を第5条に規定する職員としての引き続いた在職期間に算入し、退職手当を支給する。
- 2 前項の役員が引き続いて職員となった場合において、その役員としての引き続いた在職期間は、第5条に規定する職員としての引き続いた在職期間に算入する。

（実施規定）

第26条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、宮城県職員の例によるも

のとし、必要に応じ、理事長が定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)
(施行)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(在職期間の特例)
- 2 公立大学法人宮城大学設立に際しての承継職員の在職期間は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条及び職員の退職手当に関する条例第7条の規定により、宮城県職員（宮城大学職員）としての在職期間を第5条に規定する職員としての勤続期間に算入する。なお、その際、職員の退職手当に関する条例の定めにより、県職員として引き継いでいた在職期間も、これに算入する。ただし、宮城県を退職したことにより同退職手当条例に基づく退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 3 「職員の退職手当に関する条例」（昭和28年宮城県条例第70号）附則の平成19年4月1日改正による「経過措置」については、これを継承する。

附 則 (H25.3.27 第67回理事会)
(施行)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 退職した者の在職期間中に給料月額が減額改定（公立大学法人宮城大学設立に際しての承継職員にあつては、平成19年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする賃金規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第16条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H26.10.22 第89回理事会)
この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 附 則 (H30.3.28 第135回理事会)
(施行)
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（理事長が別に定める者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第6条から第11条までの規定により計算した額に、それぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
 - 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（理事長が別に定める者を除く。）で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条又は第10条の規定の例により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（理事長が別に定める者を除く。）で第9条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項

の規定の例により計算して得られる額とする。

- 5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第9条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、第8条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者（教員を除く。）であって、年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則（令和6年4月1日施行）第2項」とする。
- 3 当分の間、第9条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者（教員を除く。）であって、年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条中「又は第9条」とあるのは、「、第9条又は附則（令和6年4月1日施行）第3項」とする。
- 4 賃金規程附則（令和6年4月1日施行）第2項の規定による職員の給料月額の改定（次項において「給料月額7割改定」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 5 給料月額の改定をする規程が制定され、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額日（第10条に規定する減額日をいう。）から変更された場合における特定減額前給料月額については、当該変更による給料月額の増減がなかったものとして計算するものとする。
- 6 当分の間、第11条第1項の規定の適用については、同項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「年齢60年(教員にあつては、年齢65年)」と、「20年を」とあるのは「15年を」とする。
- 7 暫定再雇用職員（公立大学法人宮城大学定年規程附則（令和6年4月1日施行）第5項、第6項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）に対しては、退職手当は支給しない。

第4編 人事労務 退職手当規程

別表1 退職手当の調整額に関する区分表

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
事務職		10級 期20%	9級 期20%	8級 期20%	7級 期15%	6級 期15%	5級 期10%	4級 期10%	3級 期5%	2級・1級
教育職			4級 管1種	4級 期20%	4級		3級	2級	1級 期5%	1級
技能職								4級 期10%	3級 期5% 2級 期5%	3級・2級・ 1級

注1 期：期末手当等の役職段階別加算割合

注2 管 種：管理職手当の支給額により区分